

第 71 回国連総会・新アジェンダ連合(NAC)決議
核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する
A/RES/71/54、2016 年 12 月 13 日採択

提案国:アンゴラ、オーストリア、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、パプアニューギニア、サモア、南アフリカ、スワジランド、タイ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、コンゴ、エクアドル、エルサルバドル、リベリア。

総会は、(前文略)

1.NPT の各条項は締約国をいかなる時もいかなる状況においても法的に拘束するものであり、すべての加盟国は条約に基づく義務への厳格な遵守について全面的な責任を負わねばならないことを繰り返し強調する。また、すべての加盟国に対し、1995 年、2000 年、2010 年の再検討会議におけるすべての決定、決議、誓約を完全に遵守するよう求める。

2.2010 年核不拡散条約再検討会議で表明されたいかなる核兵器の使用による壊滅的な人道上の結末への深い憂慮と、すべての加盟国が、いかなる時も、国際人道法を含めた適用可能な国際法を遵守する必要性を、繰り返し強調する。

3.「核兵器の人道上的影響に関する会議」で得られた、国際人道法の原則に基づいて核兵器を評価する上で重要な示唆を与える証拠を認める必要性を認識し、加盟国が、関連した決定や行動において、核軍縮の下支えとなる人道上の要求、ならびにこの目的を達成する緊急性にしかるべき注意を払うことを求める。

4.すべての NPT 締約国が条約第 6 条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとして核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、2000 年 NPT 再検討会議の最終文書※が合意した実際の措置が引き続き有効であると再確認されていることを想起し、核軍縮につながる措置に関する具体的な前進の加速を核兵器国が誓約していることを想起し、核兵器国が自国の誓約の実施を加速させるためにあらゆる措置をとることを求める。

5.配備・非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を、一方的、二国間、地域的及び多国的措置を通じたものを含め、削減し究極的に廃棄するためのいっそうの努力を行うとの誓約を果たすよう核兵器国に求める。

6.すべての核兵器の高度警戒態勢の解除を目的に、検証可能かつ透明性のある方法で、核兵

器システムの配備体制を緩和させることをすべての核兵器保有国に要請する。

7.核兵器の完全廃棄までの間、すべての軍事・安全保障概念、ドクトリン、政策において、核兵器の役割や重要性を具体的に低下させるよう核兵器国に奨励する。

8.核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国を含む地域同盟の一員であるすべての国に対し、集団的安全保障ドクトリン上の核兵器の役割を低下させるよう奨励する。

9.核兵器国による核兵器の開発や質的改良の制限、ならびに先端的な新型核兵器の開発の中止に対する非核兵器国の正統な関心を NPT 加盟国が認識したことを強調し、この点に関して措置を講じるよう核兵器国に求める。

10.すべての核兵器国が、これまでに行われた核軍縮に関する義務や誓約にしたがい、それぞれの国でもはや軍事的に不要と判断されたすべての核分裂性物質を不可逆的に撤去するためのさらなる措置を講じることを奨励する。また、国際原子力機関(IAEA)の文脈で、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力及び法的拘束力のある検証取り決めを前進させることを支援し、そのような物質を検証可能な形で恒久的に軍事計画外に置くことを求める。

11.すべての NPT 締約国に対し、1995 年再検討・延長会議で採択された中東に関する決議の完全履行に向けて取り組むよう求める。同決議は条約の無期限延長と密接に関連するものであり、1995 年中東決議が定めた中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に向けたプロセスに関するものを含め、2015 年 NPT 再検討会議が実質的な成果を生み出せなかったことに失望と深い懸念を表明する。1995 年中東決議の有効性はそれが完全に履行されるまで継続する。

12.2010 年再検討会議が 2012 年の開催を義務付けていた、中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に向けた会議が開催されていないことに極めて深い失望を表明する。

13.核軍縮及び核不拡散の達成における NPT の基盤的役割を強調するとともに、2017 年 5 月 2 日から 12 日にウィーンで開かれる 2020 年核不拡散条約締約国会議第 1 回準備委員会に期待する。

14.すべての締約国が NPT の普遍化に向けたいかなる努力も惜しまないことを求める。またこれに関連して、インド、イスラエル、パキスタンに対し、即時かつ無条件に、非核兵器国として NPT に加盟し、自国のすべての核施設を IAEA 保障措置下に置くことを求める。

15.朝鮮民主主義人民共和国に対して、平和的手段で朝鮮半島の非核化を達成することをめざし、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄し、早期に NPT に復帰し、IAEA 保障措置合意※を遵守するといった、2005 年 9 月の共同声明を含む 6 か国協議における誓約を果たすよう要請するとともに、6 か国協議への確固たる支持を再確認する。

16.すべての加盟国に対し、多国間の文脈の中で核軍縮の大義を前進させる努力を妨害している国際的な軍縮機関の内部における障害を乗り越えるために協働することを要請する。また、今一度 CD に対し、とりわけ多国間交渉を通じて、核軍縮の課題を前進させるための実質的作業を遅滞なく開始するよう要請する。

17.すべての NPT 加盟国が 1995,2000,201 年再検討会議で合意された同条約の下での義務や誓約を遅滞なく履行することを要請する。

18.核兵器国が、標準化された詳細な報告様式を通じたものを含め、締約国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、自国の核軍縮義務や誓約を質的にも量的にも履行することを要請する。これは、核兵器国間のみならず核兵器国と非核兵器国との間の信用性、信頼性を向上させ、持続可能な核軍縮に貢献するものとなる。

19.2020 年再検討会議に向けた再検討サイクルにおいて提出する報告書の中に、核軍縮に関する自国の義務や誓約の履行状況についての具体的かつ詳細な情報を含むよう、核兵器国に要請する。

20.国連総会決議 1(I)及び NPT 第 6 条の精神と目的にしたがい、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉を遅滞なく、かつ誠実に追求することを加盟国に要請する。

21.この目的のために、核軍縮のための法的拘束力のある効果的な措置を特定し、熟議し、交渉する努力を支持し続けるよう加盟国に要請する。そしてこの点で核のない世界の達成と維持に向かう最近の試みを歓迎する。22.第 71 会期国連総会の暫定議題として、「全面的かつ完全な軍縮」と題する項目の下に「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された副項目を含めること、並びに現存する決議の履行を同会期において点検することを決定する。

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した